

第一章 明細書及び図面

1. 明細書及び図面の開示原則.....	2
2. 明細書.....	4
2.1 意匠名称.....	4
2.1.1 意匠名称の記載原則.....	4
2.1.2 意匠名称が記載原則に合わない例.....	5
2.2 物品用途.....	6
2.3 意匠の説明.....	7
2.3.1 図面開示内容に「意匠を主張しない部分」を含む場合.....	8
2.3.2 画像意匠に連続動的变化がある場合.....	8
2.3.3 各図間に同一、対称又はその他の事由による省略がある場合.....	9
2.3.4 変化外観を有する意匠.....	11
2.3.5 補助図又は参考図を有する場合.....	11
2.3.6 組物意匠の構成物品名称.....	12
3. 図面.....	12
3.1 図面に具わるべき図.....	13
3.1.1 一般原則.....	13
3.1.2 補助図.....	15
3.1.3 参考図.....	15
3.2 図面の開示方法.....	17
3.2.1 一般原則.....	17
3.2.2 「意匠を主張する部分」の開示方法.....	17
3.2.3 「意匠を主張しない部分」の開示方法.....	19
3.2.4 意匠に色彩の主張がある場合.....	20
3.2.5 意匠に色彩の主張がない場合.....	20
3.2.6 補助図の開示方法.....	21
3.2.7 参考図の開示方法.....	22
4. 専利出願に係る意匠の解釈.....	22
5. 審査における注意事項.....	23

第一章 明細書及び図面

専利出願人は、専利主務官庁に対して意匠（設計専利）を出願する場合、願書、明細書及び図面を用意すべきであり、提出された明細書及び図面は、出願日取得に係る書類の一つである。

専利制度の目的は、産業発展を促進するために、特許（発明）、実用新案（新案）及び意匠（設計）の創作を奨励、保護、利用することにある。意匠が出願、審査手続きを経ることによって、出願人に専有排他の専利権を授与し、その意匠を奨励、保護する。一方、専利権を授与する場合は、公衆が明細書及び図面の開示により当該意匠内容を知り、さらに当該意匠を利用して新たな意匠を創造し、産業の発展を促進することができるように、当該意匠の保護範囲をも確認しなければならない。上記立法の目的を達成するためには、明細書及び図面に意匠を明確かつ十分に開示し、公衆が利用する意匠文献として当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が、その内容を理解するとともにそれに基づいて実現（本章「1. 明細書及び図面の開示原則」を参照）することができるようにすべきであり、専利権を保護する専利書類として専利出願の意匠の範囲を明確に限定しなければならない。

本章では、明細書及び図面の共通性規定について説明するが、物品全体に関する意匠（本章では、以下「全体意匠」という）、物品に応用するコンピュータグラフィックス及びグラフィカルユーザインタフェース意匠（本章では、以下「画像意匠」という）、組物の物品の意匠（本章では、以下「組物意匠」という）又は関連意匠（衍生設計）の関連部分の詳細については、本編第二、八、九、十、十一章を参照されたい。

1. 明細書及び図面の開示原則

意匠の出願は、専利出願に係る意匠（claimed design）を明確かつ十分に開示するために、明細書及び図面を用意し、当該意匠の属する分野において通常知識を有する者が、その内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるようにしなければならない。このうち、専利出願に係る意匠とは、明細書及び図面において開示された出願対象（subject matter）を指す。

専利法第 126 条第 1 項に規定されている「当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現する

ことができる」(本章では、以下「それに基づいて実現可能な」要件という) こととは、明細書及び図面には専利出願に係る意匠を明確かつ十分に開示すべきであり、それによって当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が、明細書及び図面の両者全体の基礎として、出願時の通常知識を参酌し、余計な憶測をせずとも、その内容を理解するとともにそれに基づいて専利出願に係る意匠を製造することができることを言う。

当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者とは、虚構の人間であり、出願時に当該意匠の所属する分野において一般知識 (general knowledge) 及び普通技能 (ordinary skill) を有する者が出願時の先行意匠を理解、利用することができることを指す。出願時とは出願日を指し、優先権を主張する場合は、当該優先権日を指す。

一般知識とは、当該意匠の所属する分野における既知の知識を指し、参考書又は教科書に記載された周知 (well-known) の知識を含み、また、普遍的に使用された (commonly used) 情報参考書及び経験法則から理解された事項も含む。普通技能とは、意匠作業を実行する普通能力を指す。一般知識及び普通技能を、本章では「通常知識」という。

一般の状況において、当該意匠の所属する分野における通常知識を有する者とは、架空の一個人であるが、当該意匠の属する分野の具体的事実を考慮し、当該意匠の属する分野における通常知識を有する者について、一群の人とする方が適切である場合には、架空の一群の人とすることもできる。

意匠は、「物品」に応用する形状、模様、色彩又はその組み合わせ(本章では、以下「外観」という)であり、視覚を通じて訴求される創作であり、専利出願に係る意匠の実質的内容は、図面に開示された物品の外観に準じて明細書に記載された物品及び外観に関する説明を斟酌することで、専利出願に係る意匠の範囲を限定する。意匠の明細書及び図面の作成は、意匠の分類及び先願の検索が容易にできるように、図面には意匠の「外観」を明確かつ十分に開示するとともに明細書の意匠名称には対象とする「物品」を明確に指定しなければならない。図面又は意匠名称が専利出願に係る意匠の内容を明確かつ十分に開示することができない場合は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるように、明細書の物品用途欄及び意匠の説明欄に当該意匠を応用する物品及び外観特徴の説明を記載しなければならない。

審査時に、明細書及び図面の開示が実施可能要件を満たしていない場合は、専利法第 126 条第 1 項の規定に違反することを理由に、出願人に対して明細書及び図面の応答又は補正を通知しなければならない。補正が出願時の明細書及び図面に開示された範囲を超えているか否かは、本編第六章「補正、誤訳の訂正及び更正」に基づいて審査しなければならない。

2. 明細書

意匠出願に係る明細書には意匠名称、物品用途及び意匠の説明を明記すべきであり、所定の順序及び方法に基づいて書くとともに標題を付加しなければならない。物品用途又は意匠の説明が意匠名称又は図面に明確に表現されている場合は、記載しなくてもよい。以下、各事項について説明する。

2.1 意匠名称

専利出願に係る意匠は、その応用された物品から離脱して、単独で形状、模様、色彩又はその組み合わせを専利標的としてはならない。従って、専利法における「意匠の出願は、施す物品を指定しなければならない」との規定は、即ち意匠名称において施す物品を指定することである。

2.1.1 意匠名称の記載原則

意匠名称は、意匠が応用される「物品」の主要な依拠の一つであり、施す物品を明確かつ簡略に指定すべきであり、関連のない文字を記してはならない。意匠名称は、原則的には「工業意匠の国際分類（International Classification for Industrial Designs）第三階に列記された物品名称に基づいて択一して指定し、若しくは一般の公知又は業界に慣用されている名称で指定しなければならない。

意匠が物品のパーツである場合は、意匠名称に指定された物品が専利出願に係る意匠の実質的内容と一致し、その具体的な用途を理解することができるように、何物品の何パーツであるかを明記しなければならない。例えばライターの防風カバーは、専利出願に係る意匠が主張しようとする標的が不明確になり又は当該物品の用途が肉焼きセット若しくはその他の物品の防風カバーであると誤認し、審査官が誤った類別を指定してしまうことがないように、その名称を「ライター」又は「防風カバー」とのみ指定してはならず、「ライターの防風カバー」と指定すべきである。しかしながら、意匠名称には何の物品のパーツ

であるかを明確に指定せず、当該パーツ名称のみを記載したが、明細書の 物品用途欄にその用途を明記し、又は図面でその使用状態を開示する際に当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するに足り、それに基づいて実現することができる場合は、認めることもできる。

また、意匠を出願する場合は各意匠について出願を提出すべきであり、意匠名称は、一つ以上の物品を指定してはならない。例えば「自動車及び自動車玩具」又は「万年筆とボールペン」として指定する場合は、一意匠一出願に合わないことを理由に、出願人に対して期限までに補正又は分割出願するよう通知しなければならない。

又、審査官は、意匠名称に指定された物品に基づいて図面の内容及び物品用途の記載を対照させ、「国際工業意匠分類表」に従ってその類別番号を指定しなければならない。当該類別番号は、大分類番号 (classes)、小分類 (subclasses) 番号及び例えば 26-04 B0609 といった英語版物品番号を含まなければならない。当該意匠が物品のパーツである場合は、当該パーツの類別番号を指定すべきであるが、「国際工業意匠分類表」に特定の類別が明記されていない場合、その類別番号は当該物品と同一でなければならない。

2.1.2 意匠名称が記載原則に合わない例

意匠名称に施す物品が明確かつ十分に指定されず、「それに基づいて実現することができる」要件に違反した場合は、出願人に対して期限までに補正するよう通知しなければならない。例えば、

- (1) 指定物品が誤って出願内容と一致せず、例えば「計算機」を「カウンター」と指定してしまった場合。
- (2) 漠然としかつ具体的ではなく、例えば「ナイトライト」を「ムード製造用具」と指定してしまった場合。
- (3) 名称が省略され、用途が不明確であり、又は物品のパーツであるにもかかわらず、何の物品のパーツであるかを明記していない場合。例えば「防風カバー」は、「ライターの防風カバー」と指定すべきである。
- (4) 外国文字又は外来語を使用し、一般公知のものでなく又は業界の慣用的なものではない場合。例えば「KIOSK」、「プリント機器」は、「マルチメディア情報ステーション」、「プリンター」と指定すべきである。

- (5) 2 つ以上の用途が併記されている場合。例えば「ラジオ及びレコーダー」について、当該物品が単一物品であり、その 2 つの用途を兼ね備えている場合は、「ラジカセ」と指定すべきである。しかしながら、例えば「自動車及び自動車玩具」について、当該物品が単一物品としてその 2 つの用途を兼ね備えることは不可能であり、一意匠一出願の規定に合わないため、出願人に対して期限までに補正又は分割出願するよう通知し、それぞれ「自動車」、「自動車玩具」と指定すべきである。

また、意匠名称には施す物品を明確かつ十分に指定しているが、関連のない又は贅語の説明文字を記載している場合は、依然として専利法施行細則の規定に基づき、出願人に対して期限までに補正するよう通知しなければならない。例えば、

- (1) 商標又は特殊番号、例えば「王氏・・・」、「PC034A・・・」を冠する場合。
- (2) 形容詞、例えば「新しい・・・」、「軽便・・・」を冠する場合。
- (3) 造詣スタイル等の説明文字、例えば「ハワイ・・・」、「唐風・・・」を冠する場合。
- (4) 技術又は効果の文字、例えば「エネルギー節約効果を有する・・・」、「高パワーを有する・・・」、「医療効果を有する・・・」を冠する場合。
- (5) 外観用語の文字、例えば「・・・の形状」、「・・・の模様」、「・・・の色彩」、「・・・の形状及び模様」、「・・・の形状、模様及び色彩」を冠する場合。

2.2 物品用途

物品用途は、意匠を施す物品の使用又は機能等の記述を補助説明し、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるようにするためのものである。特に新規開発された意匠物品又は意匠物品がその他の物品のパーツである場合は、特に説明しなければならない。

当該物品用途が意匠名称又は図面に明確に記載されている場合は、記載しなくてもよい。しかしながら、出願人が書くことを省略し、専利主務官庁が意匠名称又は図面には当該意匠が応用される物品の用途が明確に記載されていないと認めた場合は、職権により出願人に対して期限までに補正するよう通知することができる。

2.3 意匠の説明

意匠の説明は、意匠の形状、模様、色彩又はその組み合わせ等の記述を補助説明するためのものであり、意匠の特徴、及び図面に開示された意匠関連事情を含み、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるようにするものである。

図面に開示された意匠に以下の事情がある場合は、意匠の説明欄に明記しなければならない。

- (1) 図面の開示内容が「意匠を主張しない部分」を含む場合。
- (2) 画像意匠に変化外観がある場合（以下、「変化外観を有する画像意匠」）、変化順序を明記しなければならない。
- (3) 各図面間に同一、対称又はその他の事由により省略がある場合。

又、以下の事情がある場合は、必要に応じて意匠の説明欄に簡単に明記することもできる。

- (1) 材料特性、機能調整又は使用状態の変化によって、意匠の外観に変化が生じた場合（以下、「変化外観を有する意匠」）。
- (2) 補助図又は参考図を有する場合。
- (3) 組物意匠で専利を出願する場合、その各構成物品の名称。

当該意匠の説明が図面に明確に記載されている場合は、記載しなくてもよい。しかしながら、出願人が書くことを省略し、専利主務官庁が図面に当該意匠が明確に表されていないと認めた場合、職権により出願人に対して期限までに補

正するよう通知することができる。以下、図面に開示された意匠関連事情について、節に分けて以下のように詳しく説明する。

2.3.1 図面開示内容に「意匠を主張しない部分」を含む場合

図面開示内容に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とを含む場合は、その両者を明確に区別できる方法、例えば実線破線、半透明色付け、グラデーション色付け、丸囲み、又はその他の方法によって表示しなければならない。当該「意匠を主張しない部分」の表示方法については、意匠の説明に簡略に説明すべきであり、例えば、「図面に開示された破線部分は、本願において意匠を主張しない部分である」（本章 3.2.3 節の図 1-18 を参照）、「図面に開示された破線は、応用された運動靴を示し、本願において意匠を主張しない部分である。図面における一点鎖線によって囲まれたものは、本願が主張しようとする範囲を限定し、当該一点鎖線自体は、本願において意匠を主張しない部分である」（本章 3.2.3 節の図 1-19 を参照）、「図面に開示されたグラデーション色付けは、本願において意匠を主張しない部分である」（本章 3.2.3 節の図 1-20 を参照）、「図面に開示された半透明色付けは、本願において意匠を主張しない部分である」（本章 3.2.3 節の図 1-21 及び図 1-22 を参照）などと記載する。（「意匠を主張しない部分」のその他の説明の詳細については、本編第八章「部分意匠」及び第九章「画像意匠」）を参照されたい。

2.3.2 画像意匠に変化外観がある場合

変化外観を有する画像意匠をもって専利を出願し、当該図面に開示された複数枚の図が順に連続的な動的変化を表示する画像意匠である場合、意匠の説明にその変化順序を明記すべきである。例えば、「図式に開示された各面図は、正面図 1 ないし正面図 5 の順序により連続的な動的変化外観を生じる画像意匠である」（図 1-1 を参照）。（変化外観を有する画像意匠の詳細については、本編第九章「画像意匠」を参照）。

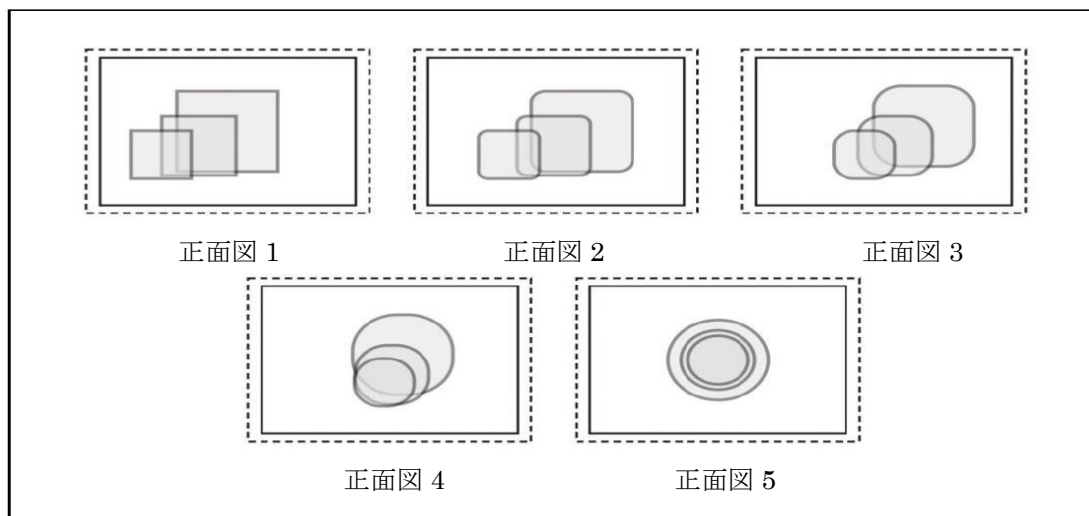


図 1-1

2.3.3 各図間に同一、対称又はその他の事由による省略がある場合

意匠の図面は、主張する意匠の外観を十分に開示するために、十分な図を用意しなければならない。意匠が立体である場合は、立体図を含まなければならない。意匠が連続的平面である場合は、ユニット図を含まなければならない。従って、三次元空間を有する立体意匠については、専利出願に係る意匠の全ての内容を十分に開示するために、通常、立体図及びその他の図（例えば他の立体図、若しくは正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図等の図）を用意しなければならない。未開示の図は原則的に「意匠を主張しない部分」と見なさなければならない（詳細は第 8 章「部分意匠」を参照）。しかしながら、各図間に同一、対称又はその他の事由により、一部の図を省略する場合、省略した内容は「意匠を主張しない部分」に属する分けではないことから、意匠の説明において省略の事由を説明しなければならない。

(1) 各図の間に同一又は対称の事由があることによる図が省略される場合

各図の間に同一又は対称があり、そのうちの一方の図から他の図の内容を直接理解することができるため、当該図を省略する場合、その省略した図は「意匠を主張しない部分」に属するものではないため、意匠の説明においてその事由を説明しなければならない。例えば、「底面図は平面図と対象であるため、底面図は省略する」；又は「右側面図は左側面図と対称であるため、右側面図は省略する」（図1-2を参照）と記載する。

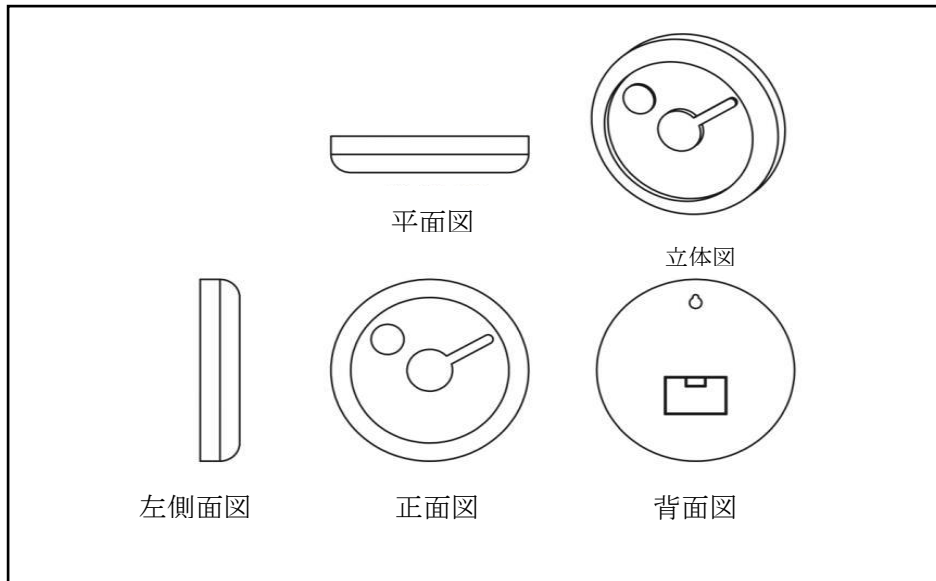


図1-2

(2) その他の意匠内容から直接知り得ることができる事由によって図が省略される場合

図 1-3

ある物品の形態が単純で、一部の図から直接知り得る内容に属することから省略された場合、その省略された図は「意匠を主張しない部分」には属さないため、意匠の説明においてその事由を説明しなければならない。例えば、ある物品の厚さが極めて薄く、その極めて薄い面が、通常、簡単な断面であり直接知り得る内容に属するため、当該図を省略した場合、意匠の説明においてその事由を説明しなければならない。例えば、「前、後、左側、右側面図は、厚さが極めて薄い簡単な断面であるため、省略する」（図1-3を参照）。

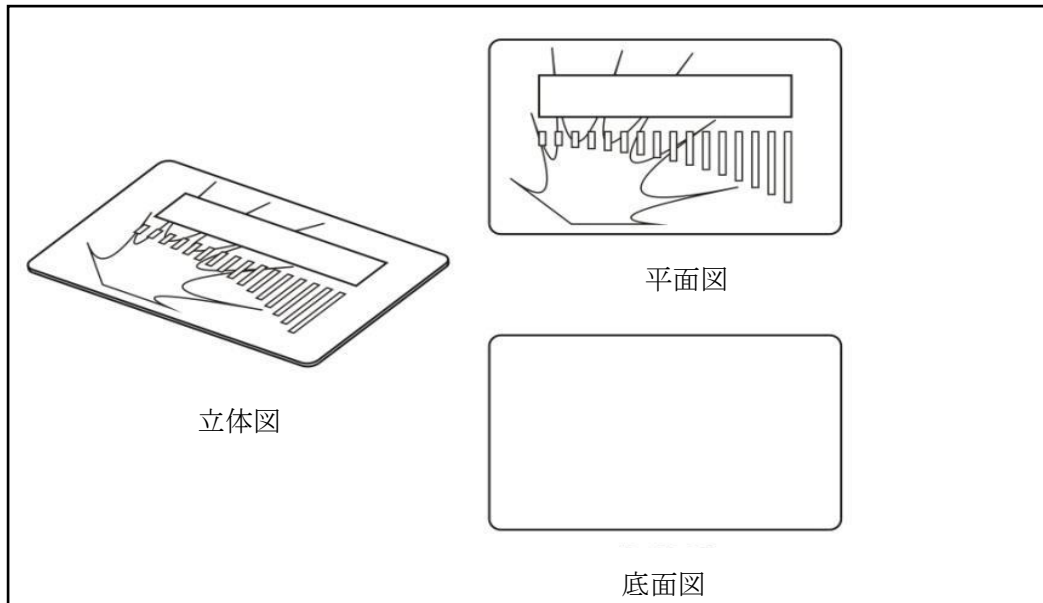


図 1-3

上述した直接知り得ることができる内容に属するとして省略されたものではない場合、原則的に省略した図は「意匠を主張しない部分」と見なされ、省略した図の理由が普通の消費者が購買時に又は使用時に注意しない又は意匠の特徴を備えない図であるか否かについては、問わない。

2.3.4 変化外観を有する意匠

専利出願に係る意匠が、材料特性、機能調整又は使用状態によって外観に変化を有する意匠である場合、必要に応じて図面に開示された「変化状態図」又は「使用状態図」をもって簡略に説明しなければならない。例えば、「使用状態図は、本意匠において側蓋を開けてUSBプラグを取り出す使用状態である」（本章3.1.2節図1-13を参照）と記載する。

2.3.5 補助図又は参考図を有する場合

(1) 補助図を有する場合

図面に補助図（例えば断面図、拡大図）が別途描かれている場合は、必要に応じて意匠の説明において、当該図が表示しようとする内容を簡略に説明しなければならない。例えば、「A-A 断面図に開示された斜線部分は、正面図における A-A 端面の凹面特徴を示す」（本章 3.1.2 節図 1-11 を参照）と記載す

る。

(2) 参考図を有する場合

図面に参考図が別途描かれている場合は、必要に応じて意匠の説明において、当該図が表示しようとする内容を簡略に説明しなければならない。例えば、「参考図は、本意匠にイヤホンが装着された使用状態である」又は「参考図は、本意匠を壁に設置した使用状態である」（本章 3.1.3 の図 1-14 及び図 1-15 を参照）と記載する。

2.3.6 組物意匠の構成物品名称

組物意匠をもって意匠を出願する場合は、必要に応じて意匠の説明に各構成物品の名称を明記しなければならない。例えば、「図面の立体図に開示された物品は、左スピーカ、プレーヤ及び右スピーカを含む」（図 1-4 を参照）と記載する（詳しくは本編第十章「組物意匠」第 3.1.3 節を参照）。

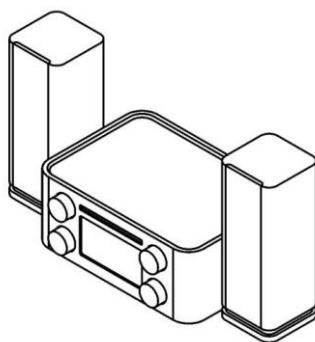


図1-4

3. 図面

意匠の図面は、「それに基づいて実現することができる」要件を満たさなければならない。即ち、意匠の図面は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が専利出願に係る意匠の内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるように、主張する意匠の外観を十分に開示するための十分な図を用意すべきであり、かつ、各図は、明確な開示方法を満たさなければならない。以下、図面に用意しなければならない図及びその開示方法について

てそれぞれ説明する。

3.1 図面に具わるべき図

3.1.1 一般原則

意匠の図面は、主張する意匠の外観を十分に開示するために、十分な図を用意しなければならない。当該図は、立体図、六面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図）、平面図、ユニット図又はその他の補助図であってもよい。図面の各図にはその名称を標示しなければならない。

十分な図とは、専利出願に係る意匠の全体外観を構成するために、図面に含まれた図が権利を主張する意匠の内容を十分に表現するに足る各図である。又、意匠が立体である場合、当該図面が当該意匠の空間立体感を明確に表現できるように、当該立体意匠を明確に開示するよう立体図を含むべきである。未開示の図は、原則的に「意匠を主張しない部分」と見なす（詳細は第8章「部分意匠」を参照）。従って、立体図及び六面図（図1-5の「mp3 イヤホン」意匠を参照）であろうと、立体図に一部六面図を合わせたもの（図1-6の「ハードディスク外付けボックス」意匠）であろうと、或いは2つ以上の立体図（図1-7の「イヤホンコード巻き取り器」意匠）等の方法であろうとも、当該立体意匠の空間立体形状及びその出願に係る意匠のすべての内容を明確かつ十分に開示することができれば、専利法施行細則の規定を全て満たす。

意匠が平面（図1-8の「小風呂敷」意匠）である場合、その意匠特徴が当該物品上の平面意匠にあるため、意匠を出願する図面は、正面、背面の2つの図のみをもって表示することができる。意匠特徴が片面のみにある場合は、正面図又は平面図のみをもって表示することができる。意匠が連続的平面（図1-9の「生地」意匠）である場合は、当該平面意匠を構成するユニット図を含まなければならない。

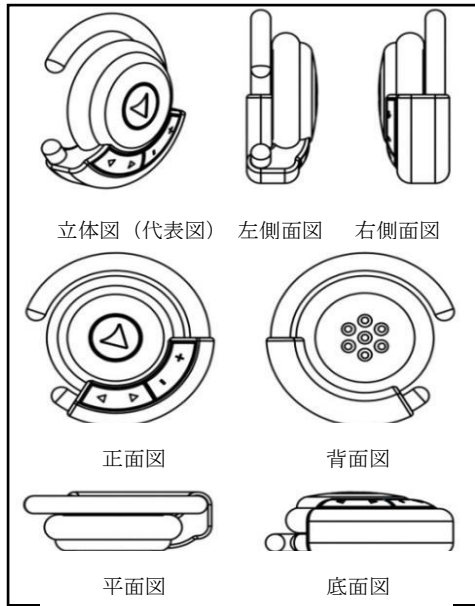


図 1-5 立体図及び六面図

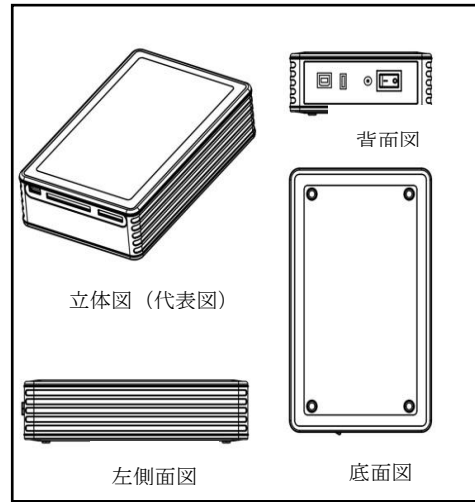


図 1-6 立体図と一部の六面図との組み合わせ

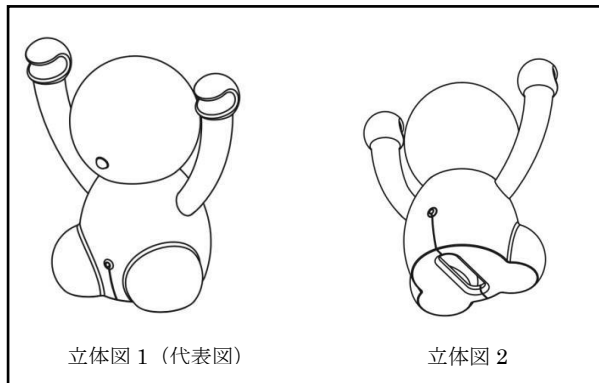


図 1-7 二個以上の立体図

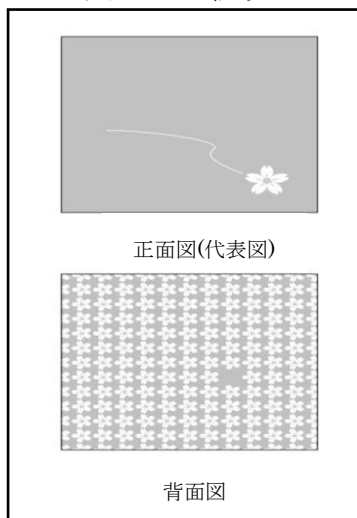


図 1-8 正面、背面図

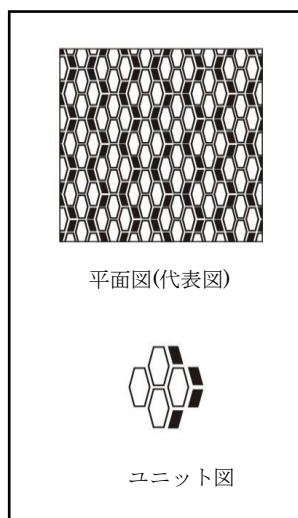


図 1-9 平面図及びユニット

3.1.2 補助図

意匠の図面としては、専利出願に係る意匠を十分に開示することに寄与するために、その他の補助図を描くこともできる。例えば、意匠の表面特徴を表示するために描かれた断面図（図 1-10）、意匠の局所特徴を強調するための局所拡大図（図 1-11 及び図 1-12）、変化外観を有する意匠を表示するための使用状態図（図 1-13）等が挙げられる。図面に補助図が含まれている場合は、必要に応じて意匠の説明において簡略に説明することができる。

3.1.3 参考図

意匠の図面は、専利出願に係る意匠を十分に開示することに寄与するために、参考図を描くこともできる。例えば、意匠とその他の物品又は使用環境との関係を表示するための参考図（図 1-14 及び図 1-15）等が挙げられる。図面に参考図が含まれている場合は、必要に応じて意匠の説明において簡略に説明することができる。

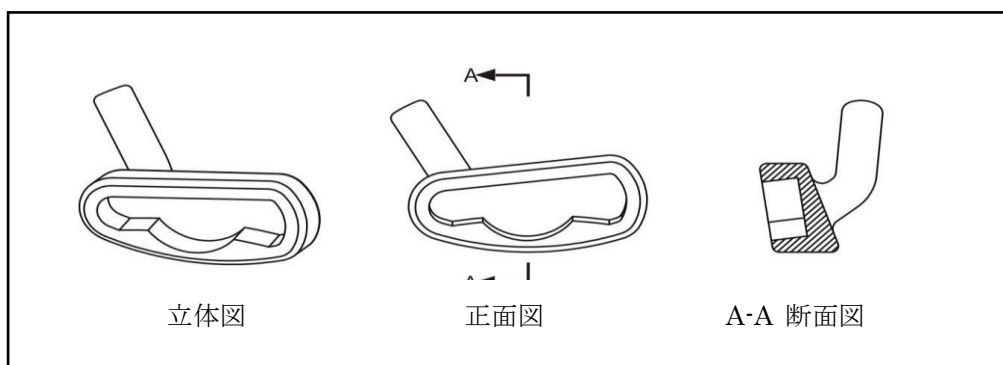


図 1-10 ゴルフクラブのヘッド

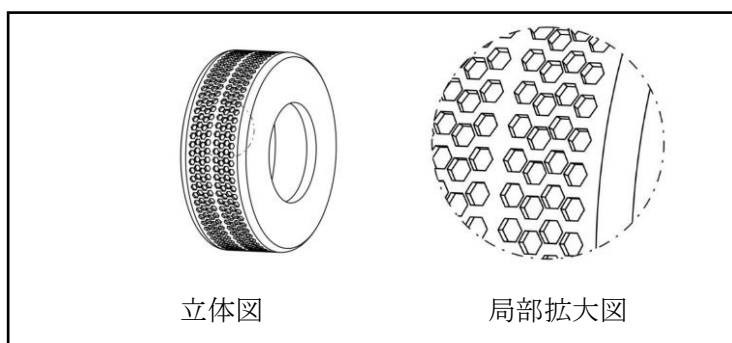


図 1-11 タイヤ

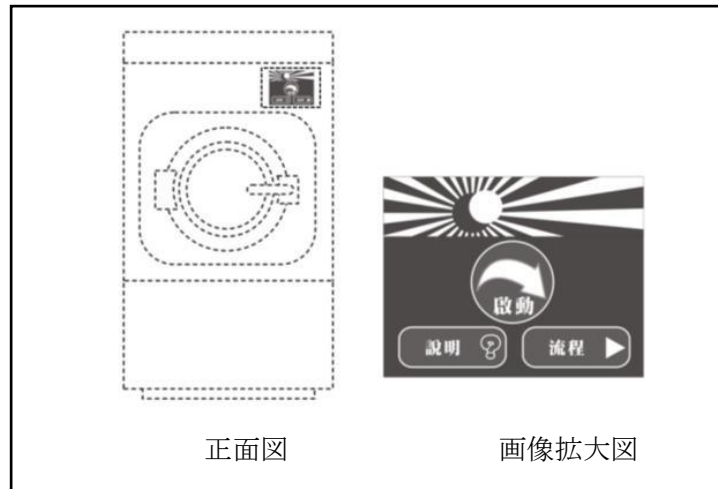


図 1-12 洗濯機の GUI

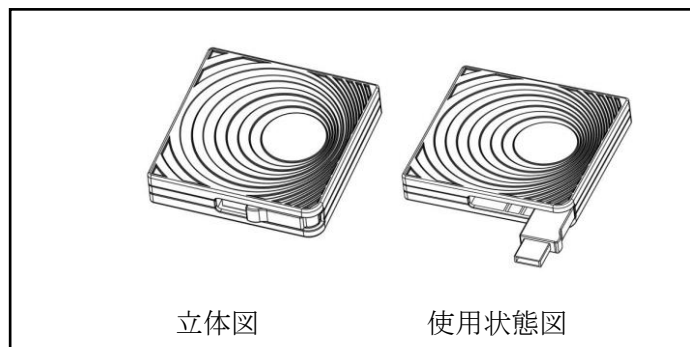


図 1-13 携帯 USB

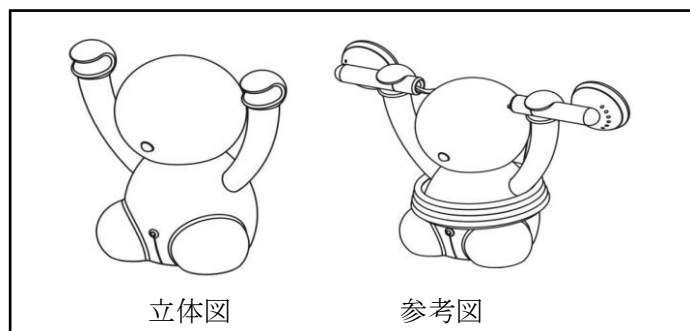


図 1-14 イヤホンコードホルダー

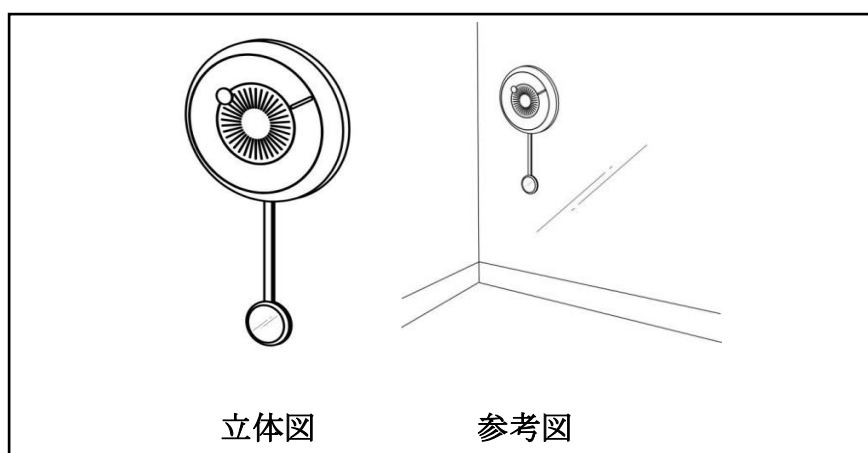


図 1-15 壁掛け時計

3.2 図面の開示方法

3.2.1 一般原則

図面は、工業製図法を参照して、線図、コンピュータグラフィックス又は写真で表示すべきであり、各図が3分の2に縮小された場合でも、依然として図面における各ディテールを明瞭に識別できるものでなければならない。

意匠の中で「意匠を主張する部分」を表示するために線図で表示された場合、実線で各図面を描かなければならない。コンピュータグラフィックス又は写真で表示された場合は、工業製図法を参照して各図面を表示しなければならず、「意匠を主張する部分」の詳細な説明については、本章「3.2.2『意匠を主張する部分』の開示方法を参照すること。

しかしながら、意匠における「意匠を主張しない部分」を表示する場合にのみ、破線又はその他の断線（例えば一点鎖線、二点鎖線等）又は半透明色付けで表示することができる。「意匠を主張しない部分」に関する詳細な説明については、本章「3.2.3「意匠を主張しない部分」の開示方法」を参照されたい。また、混同することのないように、図面には意匠出願の標的と関係がない文字を記載してはならない。また、6面図は線図、コンピュータグラフィックス又は写真の中の2つ又は3つを混合して使用してはならない。

3.2.2 「意匠を主張する部分」の開示方法

線図で表示された各図面は、一般に「実線」で具体的かつ写實的に専利出願

に係る意匠の「意匠を主張する部分」を実際に目に見える形状及び模様で描かなければならない。遮蔽され且つ物品内部又はその他の部分の隠れた線を見ることができない場合、いずれも工業製図法により図面に「破線」形式で描く必要はない。透明材質の物品の内部を表示する場合、それは外観の一部が見えるものに属するため、一般的な実線又は比較的細く、比較的淡い実線で表示する必要がある（図 1-16 参照）。この他、物品の表面に実際に現れている「ミシン線、継ぎ目線、折線」等の意匠を主張する部分の形状及び模様を表現する際、「破線」形式で表現することができ、必要に応じて意匠の説明にこれを簡略に説明することができる。例えば、「図面に開示した破線部分は、本物品の手提げ袋のミシン線を表示する。」と記載する（図 1-17 参照）。

コンピュータグラフィックス又は写真で表示された場合は、工業製図法を参照して各図面を表示しなければならず、明確かつ明瞭な解像度を満たして専利出願に係る意匠のすべてのディテールを表示すべきであり、その背景は、単色でなければならず、意匠出願の対象ではないその他の物品又は意匠が混在してはならない。この他、背景色は、出願対象と区別して、出願対象の外側の輪郭と背景を明瞭に分別しなければならない。専利出願に係る意匠の表面に影及びグラデーションがある場合、三次元のコンピュータグラフィックスの方法で表現することが好ましい。



図 1-16 透明材質の物品の表示方法

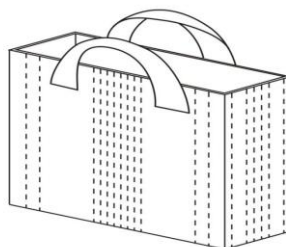


図 1-17 破線でミシン線を表示する形式

3.2.3 「意匠を主張しない部分」の開示方法

図面における「意匠を主張しない部分」は、意匠を応用する物品、主張を排除しようとする部分又はその環境の解釈に用いられるのであり、意匠における緊要又は重要では無い部分を表示することに用いられるのではない。よって、図面に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とが含まれている場合は、明確に区別できる表示方法で表現しなければならない。線図で表示する場合、「意匠を主張しない部分」は、破線又はその他の断線（例えば一点鎖線、二点鎖線等）（図 1-18、図 1-19 を参照）、又はグラデーション色付けで表示しなければならない（図 1-20 を参照）。コンピュータグラフィックス又は写真で部分意匠が表示される場合、「意匠を主張しない部分」は、半透明色付け等で表示しなければならない（図 1-21、図 1-22 を参照）。それらの「意匠を主張しない部分」の表示方法は、意匠の説明欄に明記しなければならない。

破線又はその他の断線を描く際は、「意匠を主張する部分」を妨げたり超越してはならず、また、専利出願に係る意匠が不明確にならないよう「意匠を主張する部分」を表現する実線より太い黒で表現してはならない。

図面がすでに実線・破線又はその他上述の方法で「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を分けてはいるが、「意匠を主張する部分」の範囲を具体的に明確に表現されていない場合、出願人は、その他の断線方法（例えば一点鎖線）で境界線を描くことができる（図 1-19 参照）。当該境界線

（boundary）は、1本のバーチャルの仮想線で、実際には応用される物品上には存在せず、ただ「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を分けるためだけであり、当該境界線の作用は、専利出願に係る意匠で「意匠を主張する部分」が当該境界線の範囲にまで及ぶことを表すのに用いられる。しかし、当該境界線自体を含まないため、当該境界線自体は、「意匠を主張しない部分」に属する。

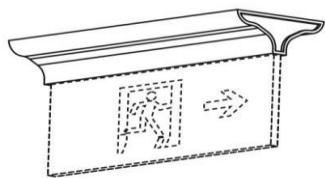


図 1-18

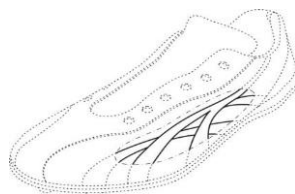


図 1-19



図 1-20



図 1-21



図 1-22

3.2.4 意匠に色彩の主張がある場合

専利出願に係る意匠に色彩の主張がある場合、図面には、その色彩を具体的に表示しなければならない。専利出願に係る意匠の解釈は、図面に開示された内容を基準とすることから、意匠に色彩の主張がある場合、図面は、専利公報が作成された後に専利出願に係る意匠が明瞭に表示されるとともに今後の意匠権の実施依拠となるように、その主張する色彩を具体的かつ明確に表示しなければならない。また、出願人は主張する色彩を明確に表示するため、意匠の説明において指定する色彩の工業色見本番号を明記又は色カードを添付することもできる。

3.2.5 意匠に色彩の主張がない場合

全体意匠、画像意匠又は、組物意匠を出願する際、その意匠に色彩の主張がない場合、図面は線図、グレースケールのコンピュータグラフィックス、又はモノクロ写真の方法で表すべきで、図面にその色彩を施し、「図面に開示された色彩は、本案の意匠を主張しない部分である」と意匠の説明において説明するのみではない。

部分意匠出願の際、その意匠の色彩を主張しない場合は、破線、断線、又はその他の方法で「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を明らかに分けなければならない。破線、断線、又はその他の方法で明らかに分けることができない場合、出願人は、単色の遮蔽方法で「意匠を主張しない部分」を表すことができ、並びに意匠の説明において「図面に開示した赤の遮蔽部分

は、本案の意匠を主張しない部分である」と記載しなければならない（図 1-23 を参照）。ただし、出願人が「意匠を主張する部分」について、色彩を主張したい場合、当該部分に色彩を施すべきで、それにより当該色彩を主張することを表明し（図 1-24 参照）、意匠の説明において「図面に開示した赤の遮蔽部分は、本案の意匠を主張しない部分である」と記載し、また、出願人は「意匠を主張する部分」に緑を施したことから、当該緑の色彩を主張することの表明となる。



図 1-23 瓶の部分



図 1-24 瓶の部分

ただし、出願人がすでに前述の規定に基づき、線図、グレースケールのコンピュータグラフィックスで出願に係る意匠の形状又は模様を表現したが（図 1-20～1-22 を参照）、出願に係る意匠が図に示すようなモノクロ又はグレースケールの色を含むものだと誤解されないよう、その範囲を明確にするため、出願人は意匠の説明において「本願はモノクロ画像（グレースケールのコンピュータグラフィックス）で表現したもので、各図の表面に示される濃淡は本願の形状を表現したにすぎず、図に示すモノクロ（グレースケール）の色彩を主張するものではない」と明記することができる。

3.2.6 補助図の開示方法

図面に開示されている図に「断面図」、「局部拡大図」、又は「使用状態図」と表示された場合、当該図の目的は、専利出願に係る意匠の内容を更に十分に開示させるためであり、例えば、専利出願に係る意匠の造型が複雑で、立体図及び 6 面図だけでは当該意匠を表すのは不十分であり、又はその特定の断面輪郭の特徴を表現する場合、断面図で補助することが可能である。或いは、例えば意匠の詳細な表現、又は特定の局部特徴の表現を補助する場合、局部拡大図

による補助が可能である。或いは専利出願に係る意匠が材料の特性や機能の調整、又は使用状態の変化により外観が変化又は新しい視覚的特徴が増えた場合、変化状態図、使用状態図又はその他の補助図を描くことが可能である。その内容は、やはり立体図及び6面図で規定されている開示方法と一致しなければならないが、当該図がその他の物品、使用環境、操作説明を含む場合、出願人に対して補正して当該図を参考図と表示するよう通知しなければならない。

3.2.7 参考図の開示方法

図面に開示された図に「参考図」、「使用状態参考図」又は「○○参考図」と標示された場合、当該図の目的は、審査官の審査時の参考としてのみ提供され、その表示する内容は実線又は破線等の上述に規定された開示方法に限定されず、当該図に専利出願に係る意匠と関係がないその他の物品又は使用環境が含まれているか否かを斟酌する必要もない。しかしながら、当該参考図に開示された内容が専利出願に係る意匠とまったく関係がない場合は、出願人に対して当該図を削除するよう通知しなければならない。

4. 専利出願に係る意匠の解釈

意匠権範囲は、図面に準じるとともに明細書を斟酌することができる。従って、意匠の図面は、専利出願に係る意匠を特定する主要な基礎であり、専利出願に係る意匠を解釈する場合、図面における各図（立体図、六面図、平面図、ユニット図又はその他の補助図）に開示された内容によって構成された具体的な意匠を総合するとともに明細書における文字記載内容を斟酌することにより専利出願に係る意匠の範囲を特定できる。図面及び明細書における各項目の内容について以下のように詳しく説明する。

- (1) 図面に開示された内容：専利出願に係る意匠の認定は、主に図面に開示された物品及び外観について行う。図面に開示された内容に、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とが含まれている場合、専利出願に係る意匠の外観は、「意匠を主張する部分」をもって確定し、「意匠を主張しない部分」は、「意匠を主張する部分」との位置、寸法、分布関係の解釈、又はその環境の解釈に用いられるべきであり、また専利出願の意匠が応用する物品の解釈にも用いることが可能である。そのうち、「位置」は当該物品の全体外観にとって、当該「意匠を主張する部分」の相対的位置関係を指す。「寸法」は、「意匠

を主張する部分」の寸法を指し、この寸法は、絶対的な一つの寸法から認定するものではなく、当該意匠の属する技術分野において通常の知識を有する者が理解できる寸法の範囲により認定される。「分布」は、当該物品の全体の外観にとっての当該「意匠を主張する部分」の相対的面積比の関係を指す。

- (2) 明細書の意匠名称：意匠名称は、意匠を施す物品の記載に用いられるため、意匠名称もまた、意匠を応用する物品を認定する主な依拠の一つである。
- (3) 明細書の物品用途：物品用途に記載がある場合は、意匠を応用する物品を認定する際に斟酌することができる。
- (4) 明細書の意匠の説明：意匠の説明に記載がある場合は、意匠が表示された外観を認定する際に斟酌することができる。

簡単に言えば、専利出願に係る意匠を解釈する時、意匠が主張する外観を認定することは、図面に開示された内容を基礎とし、図面の内容に「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とが含まれている場合は、「意匠を主張する部分」を主とし、又、意匠の説明に記載がある場合は、これも参酌できる。意匠を応用する物品の認定は、図面に開示された内容に基づいて意匠名称に記載された物品を対比して認定し、物品用途に記載がある場合は、これも斟酌できる。上述のようにして、専利出願に係る意匠の全体範囲が構成される。しかしながら、注意すべき点は、図面に参考図と標示された場合は、専利出願に係る意匠範囲としてはならないが、応用する物品又は使用環境の説明に用いることができる。

5. 審査における注意事項

- (1) 明細書及び図面における文字記述は、中国語によるものでなければならず、技術用語の訳名が国家教育研究院によって編集翻訳されている場合は、当該訳名を原則としなければならない。当該院によって編集翻訳されていない又は専利主務官庁によって必要があると認められた場合は、出願人に対して外国語の原名を付記するよう通知することができる。
- (2) 意匠名称、物品用途及び意匠の説明の記載を審査する時、その文字記

述が一致するか否か、図面に開示された内容と一致するか否か、図面に開示された内容が意匠の説明に従って明確かつ完全な意匠を再構成することが可能であるか否かを斟酌しなければならない。

- (3) 明細書又は図面が「それに基づいて実現することができる（実施可能性）」要件に合わない場合は、理由を明記し、出願人に対して期限までに応答又は補正するよう通知しなければならない。期限までに応答又は補正されなかった場合は、専利法第 126 条第 1 項の規定に違反することを理由に専利を与えない。明細書又は図面に開示された内容が 専利法施行細則第 50 条ないし第 54 条の規定を満たさない場合にも、出願人に対して期限までに応答又は補正するよう通知しなければならない。期限までに応答又は補正されなかった場合は、専利法第 126 条第 1 項、第 2 項の規定に違反することを理由に専利を与えない。しかしながら、明細書又は図面の文字又は符合の明らかな誤りのみであれば、専利主務官庁は、職権により訂正し、出願人に通知することができる。